

## 4

## 農業振興(98-5664)

窓口

## 農地の売買・貸借等

耕作することを目的として農地などを売買・贈与・交換・賃貸借・使用貸借するときは農地法3条の規定による許可が必要です。ただし、現在の耕作面積と申請面積の合計が50a未満のときは許可になりません。

## 農地を農地以外に利用するとき

自分の所有している農地を農地以外の目的に転用するときは、農地法第4条の許可が必要です。

また、第三者などにより農地を農地以外の目的で転用するため売買・贈与・貸借などする場合は、農地法第5条の許可が必要です。

## 農地などの貸借の解約

貸した農地を返してもらったり、借りた農地を返すときは、農地法第18条の手続きが必要です。

## 農業関係者のための制度資金

制度名	対象者・資金使途	貸付限度額	貸付期間
農業近代化資金	農業を営む個人・法人などで農業用建物・構造物の改良、造成・農業用機械器具の取得・果樹の植栽や家畜の導入など農業経営で必要となる一般的なもの	個人 1,800万円 法人 2億円	15年以内 (据置期間を含む)
農業経営基盤強化資金	認定農業者で農用地の取得・農業経営施設・機械などの改良・家畜や果樹などの導入・その他農業経営の改善、経営の安定に必要な長期資金などで規模が大きく償還に長期間を要するもの	個人 3億円 法人 10億円	25年以内 (据置10年以内)

※上記の外にも各種の制度や制度資金もあります。詳しくはJA松本ハイランド、農業改良普及センター、役場産業振興課へお問い合わせください。

## 農地を相続したとき

農地を相続したときは、農業委員会まで届け出をお願いします。

## 農地流動化、集約化の推進

中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を図るため、経営規模拡大、農業経営の効率化を目指す農業者へ一定の要件を満たし、農地を貸すなど、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を活用した場合助成があります。同じく、農業者も同様に助成される場合があります。

## 農業委員会への各種申請書および届出書

農地の移動・転用・解約・利用権設定などの申請は、毎月15日(休日の場合は休日の前日)が締切日です。申請書類などは農業委員会事務局にあります。

## 農業振興地域制度

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。

農地を無秩序な改廃から守り、農業の振興を図る地域を明らかにして、これを保全、形成するとともに農業投資をそこに集中することにより、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用を図ることを目的としてつくられた制度です。

村内にある農地はほぼ全域にわたって農業振興地域に指定されています。

## 農振農用地区域からの除外

宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更または、建築物その他の工作物の新築などを行なう場合には、第1に農振農用地区域からの除外が必要になり、県知事の同意が必要です。農振農用地区域から除外しないかぎり、農地転用の許可は認められないことになっています。

農振農用地区域から除外するには、農振法に規定する要件のすべてを満たす場合に限り、農振除外の申込みを行なってから除外完了まで、ある程度の期間が必要となります。

詳しい手続きについては、産業振興課農業振興係にご相談ください。

## 農業者年金

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持つ政策年金で、平成14年1月より新制度がスタートしました。

制度の特色として、

- ①積立方式により安定した年金の財政運営ができ、保険料が上がることはありません。
- ②国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。
- ③保険料は自由に選択できます。
- ④死亡一時金により80歳までの保障が付いています。
- ⑤保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- ⑥認定農業者など意欲ある担い手に国から保険料の助成があります。

以上のような点がありますが、加入できる資格や手続については、農業委員会かJA松本ハイランド山形支所にお問い合わせください。

## 認定農業者制度

山形村農業の将来目標に沿って「今後も農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者」を、村長が「認定農業者」として認定するものです。

そのため山形村では、農業経営基盤強化促進法に沿い「農業経営基盤強化促進基本構想」を定めました。認定農業者の認定を受けようとする農業者は、今後5年間に取

り組む経営改善計画内容を「農業経営改善計画認定申請書」に記入し村に提出します。

認定を受けた方には、関係機関が農地利用・資金・税制など様々な方面から支援をします。

農業経営改善計画の内容、経営改善の進め方についての相談は、村・農業委員会・JA・農業改良普及センターで構成されている「農業再生協議会」へお気軽にご連絡ください。認定を受けるための「農業経営改善計画認定申請書」は、農業再生協議会(役場産業振興課内)にあります。

# 4 商工業振興(98-5664)

窓口

村内の商工業者の総合的な育成助長と、村内の商工業に従事する方の福祉向上のため、次のような事業があります。

## 商工業振興事業

区分	事業の内容	補助率など	
商工業振興 対策事業	事業所設置事業	中小企業者が事業所を新設、移設または増設する事業で投じた固定資産総額が200万円以上のもの	投下固定資産総額の200万円を超える額に対して100分の5を乗じて得た額。ただし、1企業50万円を限度として交付。
	共同店舗 設置事業	中小企業団体もしくは中小企業者が共同して自己の用に供する店舗を新設事業で、投下固定資産総額が200万円以上のもの	投下固定資産総額の200万円を超える額に対して100分の10を乗じて得た額。ただし、1店舗100万円を限度として交付。
	小規模企業者 安定事業	小規模企業者が経営の安定発展を図るため、商工会の指導・あっせんにより、設備資金若しくは運転資金を借入れた場合	新規借入額の初めの1年間の支払利子に100分の15を乗じて得た額。ただし1年間1業者15万円を限度として交付する。
商工業労務 対策事業	退職金制度 補助事業	中小企業退職金共済事業、特定退職金共済制度に加入した場合掛金の一部を補助する	左記の退職金共済制度に中小企業者が加入した場合2年間に限り掛金の20%。ただし、各被共済者につき96,000円を限度とする。
商工業振興資金融資 あっせん事業	中小規模企業者が経営に必要な事業資金の借入れを希望する場合、融資取扱金融機関および長野県信用保証協会等の協力を得て融資の斡旋を行なう	融資の種別、資金の用途により別に定める額。	
店舗・事業所リフォーム事業	山形村商工会会員の事業所が、会員の店舗・事業所に対して行なうリフォーム補助事業。	事業費の20%。30万円を限度として交付。	

\* 詳しくは産業振興課(☎98-5664)または商工会(☎98-2200)へお問い合わせください。



## クーリング・オフ

ご注意ください！！あなたを誰かが狙っている！おいしい話は、よ〜くチェック  
うますぎる話は、はっきり"NO"

## SF(催眠)商法

人を集め、日用品や食料品を無料か無料同然で配るなどして閉め切った会場で熱狂的な雰囲気盛り上げ、一種の催眠状態をつくり出して冷静な判断を失わせ、最終的に高額な商品を消費者に買わせようとする商法です。

無料で物がもらえるからといって、安易に会場へ出向かないようにしましょう。また、契約してしまったら「クーリング・オフ制度」が適用になりますので、契約日から8日以内に書面で通知することにより無条件解約できます。

## クーリング・オフ制度

- 1 定められた期間(訪問販売、電話勧誘、特定継続的役務は8日間、マルチ商法は20日間)内には、はがきを書いてコピーをとってから、郵便局にて簡易書留扱いで出します。
- 2 支払いクレジット契約をした場合はクレジット会社宛にも通知します。
- 3 消耗品(化粧品や健康食品など)は、未使用分のみクーリング・オフできます。

## [注意]

クーリング・オフできる商品・役務(サービス)は決まっていますので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。

## ❖ 問い合わせ(窓口)

長野県中信消費生活センター ◇松本市島立1020(松本合同庁舎4階) ☎0263-40-3660 FAX0263-40-3701

## 勤労者福祉

## (一財)塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター

福利厚生を総合的にバックアップし活力ある職場づくりを促進します

近隣3市村(塩尻市、山形村、朝日村)が一体となり、福利厚生の充実と職場環境の向上を行ないます。

○それぞれの事業所が、個々に行なうことが難しいさまざまな福利厚生事業を利用いただけます。

○企業のイメージアップになり、従業員の確保や定着が促進されます。

○出生、入学などの共済給付、旅行などのレクリエーション、人間ドックの受診補助などが利用できます。

○税法上の特典があります。(事業主の負担した入会金と会費は必要経費として控除の対象になります。)

## ●入会できる方

3市村内の常勤雇用する従業員が300人以下の事業所の従業員および事業主(パートタイマー可)。

## ●入会金および会費

・入会金 1人につき 200円  
・会費 1人につき 月額550円

## ❖ 問い合わせ(窓口)

●塩尻市本部/塩尻総合文化センター2階

☎53-9797 FAX53-9798

●山形村支部/山形村役場 産業振興課内

☎98-5664 FAX98-3078

## 山形村勤労者福祉資金融資制度

村内に住む勤労者の皆さんの生活の安定、福祉の向上のために設けられた制度です。所属する労働組合または塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの事務局を通して労働金庫へ申し込んでください。

## ❖ 融資対象者

次の2つの条件を満たす方

・塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの会員または長野県労働金庫会員である団体に所属する方(労働組合員など)

・山形村に1年以上居住し、村税の滞納がない方

## ❖ 融資の条件

\*貸付限度額 200万円

\*貸付期間 10年以内

\*償還方法 元利均等

## ❖ 融資の対象となる資金

\*本人または家族の教育費・医療費・慶弔費・災害復旧費用・生活資金など

\*旅行資金、投資または投機のための資金、転貸のための資金などは対象とはなりません。

## 4

## 林業振興(98-5664)

窓口

## 有害鳥獣被害防止助成

鳥獣による農作物等被害防止対策のために、個人及び団体が電気柵、ネット等購入に要する経費の1/3以内、10万円を限度に補助します。

## 松くい虫被害防除事業

マツノザイセンチュウによる松枯れ被害の拡大を防ぐため、村内にある松を所有または管理する個人及び団体に、予防のための薬剤注入や被害を受けた松の伐倒駆除にかかる費用の一部を補助します。

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
樹幹注入・地上散布	樹幹注入等に要する経費	10分の5	50,000円
伐倒駆除	伐倒処理に要する経費		100,000円

## 狩猟免許等取得奨励・更新支援事業

鳥獣による農林業被害防止対策のために、狩猟免許(わな猟免許または銃猟免許)および銃砲所持許可等の新規取得または更新継続に要する経費の10分の7.5以内で、8万円を限度に補助します。

## ペレットストーブ購入設置補助金

ペレットストーブ設置に係る経費(本体、煙突、付属部品、窓枠工事等)に役場から補助金が受けられます。年度により、補助台数に制限があります。(12月末までに完了予定のもの)

- ❖ 補助対象経費 ・ペレットストーブ購入費・設置に係る経費・未使用品(新品)であること
- ❖ 補助金額 ・対象経費の1/5以内で上限5万円
- ❖ 必要なもの ・印鑑・設置費用の内訳が記載されている工事請負契約書または見積書  
・設置予定箇所の位置図・設置予定箇所を確認できる書類

## 森林の所有者届出制度

新たに森林の土地の所有者となった方は、森林法の規定により届出が必要です。

- ❖ 届出対象者  
個人・法人問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしたときは不要です。
- ❖ 届出期間  
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村へ届出してください。

## 間伐等森林整備に関する相談

詳しくは、産業振興課(☎98-5664)または松本広域森林組合筑南支所(☎54-1687)へお問い合わせください。